

令和8年度女性リーダー創出プロジェクト事業 業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う令和8年度女性リーダー創出プロジェクト事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度女性リーダー創出プロジェクト事業業務

2 目的

県内企業等において、意思決定層（役員等）への女性登用に向けた気運醸成を図るとともに、企業の潜在的な登用ニーズの掘り起こし及び候補者とのマッチングにつなげるための支援を行うことで、本県経済の持続的な成長に不可欠な経営の多様性の確保を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 用語の定義

本仕様書において使用する用語は、以下の定義によるものとする。

（1）県内企業等

長野県内に本店又は主たる事務所を有する法人（株式会社等の会社法上の会社のほか、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等を含む。）をいう。

（2）受託者

県と本事業の委託契約を締結し、本仕様書に基づく業務を実施する事業者（10

（4）の規定に基づき業務の一部を第三者に再委託する場合における発注者を含む。）。

（3）女性リーダー

本事業を通じて県内企業等への意思決定層への登用を図る対象たる人材であり、会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役）、または、これらに準ずる権限を有する他の法人の役員（理事、監事等）にある女性をいう。

（4）候補者

前号に定める女性リーダーとなり得る女性（住民票上の現住所の県内外を問わない。）であって、本事業のデータベース（4（5）参照）に登録を行った者、又は本事業によるコーディネート等の支援対象となる者をいう。

なお、候補者となる者は、会社法第329条第1項に規定する役員の経験の有無は問わず、また7（2）④に規定する受託者が必要に応じて実施する育成プログラムを経た人材が候補者となることを妨げるものではない。

(5) データベース

受託者が収集及び蓄積する4(4)に規定する候補者の求職情報等及び県内企業等の求人情報等を登録・整理した情報の総体（媒体は、紙または電子データを問わない）。

(6) 女性リーダーマッチングベース（以下「マッチングベース」という。）

地域金融機関や有料職業紹介事業者等と連携し、県内企業等における女性リーダー登用ニーズの掘り起こし、求人要件の明確化、及び候補者との成約につなげるための支援等を一体的に行う活動拠点。

(7) 統括マネージャー

受託者の被雇用者で、本事業及びマッチングベース（4(6)参照）の責任者として、県内企業等の経営課題や成長戦略を深く理解し、経営層に対して直接的な助言及びアプローチによる課題解決型提案を自らコーディネーター役として行い、求人ニーズを喚起するとともに、本事業全体の進捗管理及びコーディネーター（4(8)参照）の管理・指導を担う者。

(8) コーディネーター

受託者の被雇用者で、統括マネージャー（4(7)参照）の指揮の下、本事業及びマッチングベース（4(6)参照）の業務において、県内企業等の経営課題や成長戦略を深く理解し、経営層に対して助言及び積極的なアプローチによる課題解決型提案を行い、求人ニーズを喚起する実務担当者。具体的には求人要件の言語化支援、候補者の探索から成約へとつなぐプロセス業務を担う。

(9) コーディネート

求人企業の経営層と求職者（候補者）の間に立ち、求人要件の言語化、求職者情報の探索から成約につなげる一連の調整業務に係る行為等。

5 委託契約書（案）

別添のとおり

6 受託者の要件

本事業の特殊性に鑑み、受託者は以下の要件を満たすこと。

(1) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を有し、両手型（※）による業務実施形態をとれること。

※ 有料職業紹介業の許可を有して行う人材紹介のうち、①人材要件定義（企業の求人ニーズを把握した後、採用すべき人材を明確化したうえで、求人票もしくはそれに準ずる人材紹介会社への取次シートの作成を行うこと）のみならず、②人材サーチ及び③マッチング等の求職者対応についても自らで行うもの。

(2) 県内に本店または支店を有する地域金融機関等と連携し、県内企業等の経営層への訪問等、直接的なアプローチによる提案が可能であること。

7 業務内容

(1) 女性リーダー創出フォーラムの企画・運営

受託者は、県内企業等の経営者等に対し、女性リーダー登用への意識変革を促すフォーラムを以下の条件により、県と協議の上、開催すること。

① 開催

ア 履行期間内（ただし事業効果の観点から、令和8年8月までの開催が望ましい）に1回開催するものとし、対面開催により100名程度の参加（オンライン配信を含むハイブリッド開催も可）を見込むこと。

イ 会場は、経営層が参加するにふさわしい施設・設備を備えた県内のホテル又は会議施設を選定すること。

② プログラム構成

ア 女性リーダーの登用について先進的に取り組み、かつ現在登用中の企業（以下「先進企業」という。）の経営者・有識者等による「女性リーダー登用による経営改革・成長戦略」等をテーマとした基調講演。講師は、集客に効果的な者とすることが望ましい。

イ 先進企業の企業経営者及び女性リーダーによるパネルディスカッション又はラウンドテーブル（意見交換）。

ウ 参加者同士のネットワーキング（交流会）の時間を設け、具体的な行動変容を促す構成とすること。

③ 企画運営業務

ア 企画立案、講師・登壇者の選定及び招聘交渉、会場手配、当日の運営、及びアンケート実施・集計、県へのアンケート結果の報告を行うこと。

イ マスメディア等の活用も含めた集客に効果的な周知方法の提案、広報用チラシの作成、関係機関（経済団体、金融機関等）への周知依頼を行うこと。

ウ 県と協力し、招待対象企業の選定やリストの整備を行うとともに、フォーラム招待状（県で検討する知事メッセージ等の同封を含む）の作成及び発送を行うこと。

④ 事後フォローアップ

ア 参加企業に対し、フォーラム終了後1か月以内に、礼状の送付や電話等による個別アプローチを行い、後述する（2）のマッチングベースや診断ツールへの誘導を図ること。

(2) マッチングベースの設置・運営

受託者は、女性リーダー登用に関する高度なノウハウを有する受託者以外の「有料職業紹介事業者」と、県内企業等の経営層との強固な信頼関係を有する「地域金融機関」等が連携した実施体制を構築し、以下の業務を行うこと。

① 拠点の設置及び体制整備

ア 県内に専用の電話やメールアドレス等を有する拠点を設置（受託者の既存施設内可）し、経営者及び候補者からの相談に対応できる体制を整えること。

イ 相談者（企業・個人）のプライバシーに配慮し、個室等の相談スペースを確保すること。

- ウ 営業日・時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）とし、原則として9時から17時の間を営業することとする。なお、受託者の都合等でこの時間帯での営業が困難な場合は変更を認める。その場合は、あらかじめ県と協議すること。
- エ 本事業のスタッフとして、4「用語の定義」に規定する役割等を踏まえ、以下の人員を配置すること。なお、いずれの人員についても、本事業による業務の専任であることを要しない。また、スタッフの名称については、受託者において独自の名称を付けることも可とする。
- (ア) 統括マネージャー（1名）：本事業の総責任者として、主に以下の業務を担うこと。
・県対応（総括責任者）
・事業全体の戦略策定及び進捗管理（「9 成果目標」の管理）
・地域金融機関、有料職業紹介事業者、経済団体等との連携体制の構築
・特に難易度の高い企業の経営者への直接アプローチ
- (イ) コーディネーター（1名以上）：統括マネージャーを補佐し、実務面での中核として主に以下の業務を担うこと。
・県対応（実務担当）
・金融機関等との営業活動の協働（支店担当者との同行訪問等）
・関係機関からのトスアップ案件や照会事項への対応
・候補者の独自リサーチ、データベースの構築・管理及び登録等の実施
・ミニセミナー、フォーラム等の企画・運営及び広報業務
- (ウ) 連携スタッフ（若干名）：担当エリアにおける実働部隊として、主に以下の業務を担うこと。
・担当エリアの企業への初期アプローチ及びヒアリングのアポイント調整
・マネージャー及びコーディネーターの活動サポート（資料作成、同行等）
・本事業に係る事務・管理業務、データベースへの入力作業等
- ② 潜在ニーズの掘り起こし及び市場開拓
- ア 連携した訪問によるニーズ喚起
受託者は、地域金融機関等のネットワークを活用した同行訪問に加え、7（1）のフォーラム参加企業への事後フォローや、後述する簡易診断ツールの利用企業へのアプローチなど、多様な接点を通じて経営者に接触すること。
- イ 人材要件の整理・言語化支援
「適任者がいない」「どんな人材が必要かわからない」等の課題を持つ企業に対し、経営課題のヒアリング等を通じて、求める人材像、スキル・能力、期待する役割等の言語化を支援し、具体的な求人要件の策定（案件化）につなげること。
- ③ ミニセミナー（経営者向け勉強会）の開催
- ア 経営層を対象とした小規模（10～20名程度）の勉強会・相談会を4回以上開催すること。
イ テーマは「初めての女性リーダー登用」「社外取締役の活用法」「法務・ガバナンス」等、実務的な内容とし、具体的な登用検討への動機づけを図ること。
- ウ 本事業による県内企業等への登用がなされた場合、登用した県内企業等及び女性リーダーの双方の登壇や、インタビュー等により把握した体験談等を好事例と

して紹介することを検討すること。

④ 候補者のデータベースの構築・運用

ア リサーチ・スカウト： 地域貢献意欲の高い候補者（首都圏等で活躍する人材、県内人材、U I J ターン希望者等）を独自にリサーチし、本事業専用のデータベースとして整備すること。

なお、必要に応じて以下のプログラム例を参考に企画・提案し、その受講者をデータベースに登録可能な候補者とすることも可とする。実施にあたってはその具体的な内容を県と協議のうえ決定すること。

【プログラムの例】

役員経験の浅い候補者や、初めての就任が見込まれる候補者に対し、経営の意思決定に参画するために必要な知識・スキル等の習得支援や意識づけを行うため、受託者の持つノウハウや独自の手法を活かした以下の内容を盛り込んだ効果的なプログラム

- ・ 必須知識の習得： コーポレートガバナンス・コード、会社法、財務諸表（B/S、P/L）の読み方、リスクマネジメント等。
- ・ 実践的トレーニング： ケーススタディ、模擬取締役会（ロールプレイング）、現役役員とのメンタリングセッション等。
- ・ 意識づけ（マインドセット）： 経営職としての視座、ステークホルダーとの対話、リーダーシップ論等。

イ 登録面談・キャリア棚卸し： アのデータベースの登録人材に対して事前の面談等を実施し、スキルやキャリア志向性（キャリアアンカー）を把握するとともに、役員就任歴等のキャリアの棚卸しや県内企業等（求人側）が期待する役割についての説明を行うこと。

⑤ 簡易診断ツール等の構築・運用・活用促進

県が運用する Web サイト「ながのけん社員応援企業のさいと」内に、本事業や関連施策を一体的に発信するページ（以下「県専用 Web ページ」という。）を新たに開設・改修するにあたり、同ページ内に構築する「簡易診断ツール」に関し、受託者の専門的知見を活かし、以下の業務を行うこと。なお、ページ開設は本事業と並行して進められるため、県及びサイト構築事業者と適宜連絡調整及び連携を図ること。

ア 簡易診断ツールの提案

企業の人材活躍・人的資本に関する課題全般を可視化し、その有効な解決手段として「女性リーダーの育成・登用」をはじめ、自社の課題に応じた適切な解決策（多様で柔軟な働き方制度の導入、人材育成への取組等）への意識変革（気づき）を促すとともに、課題解決に資する県の支援施策の積極的な活用につなげるための設問項目及び診断ロジックの原案を県に提案すること。

イ 一体的な周知・広報の実施

県専用 WEB ページ及び診断ツールの利用促進を図るため、本事業の広報活動において、当該ツール等の周知・活用促進を一体的に行うこと。

⑥ 関係機関・事業等との連携

本事業の実施にあたっては、以下のとおり関係機関等と密接に連携し、事業効果の最大化を図ること。

ア 複数の有料職業紹介事業者の県内企業等への紹介機会の確保

受託者自らの人材紹介機能を活用することに加え、求人ニーズのある県内企業等が求める候補者の特性に応じて、他の有料職業紹介事業者とも連携し、県内企業等にとっての候補者の選択肢を複数に確保したうえで、いずれの有料職業紹介事業者に紹介・取次ぎを行うかについては、公正なルールを設定し、適切に運用すること。特に、候補者（首都圏等で活躍する人材）の掘り起こしに強みを持つ有料職業紹介事業者との連携は必須とする。

なお、受託者は、本事業に基づく業務として他の有料職業紹介事業者への紹介を行い成約した場合に、その紹介・調整等を行ったことに対する対価として、当該事業者から紹介手数料の配分や謝礼等を、その名目の如何を問わず受領してはならない。

イ 地域金融機関及び支援機関との連携

日頃から県内企業等との密な接点を有する地域金融機関、一般社団法人長野県経営者協会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県中小企業団体中央会（以下、「県内経済団体」という。）、公益財団法人長野県産業振興機構、国の中小企業支援窓口（よろず支援拠点等）等と連携し、情報の相互共有（トスアップ）を行うこと。

ウ 国事業との連携

国が実施する「地域企業経営人材マッチング促進事業」をはじめ、その他関連する国の支援事業（給付金、助成金等）が活用可能な案件については、当該事業の積極的な活用を促し、企業の費用負担の軽減及び企業の課題解決を多角的に支援すること。

エ 県事業との連携

(ア) 県産業労働部経営・創業支援課が実施する「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」（以下、「プロ人材拠点」という。）と連携し、支援を求める企業の情報を相互に共有（トスアップ）し、経営戦略と連動した人材ニーズの掘り起こしやマッチングの加速化を図ること。

(イ) 県産業労働部産業人材育成課が実施する「女性のキャリア形成支援事業」と連携し、イベントやセミナー等の機会を通じて相互に事業の周知・案内を行い、将来的な女性リーダーへのパイプライン形成につなげること。

(ウ) 県産業労働部労働雇用課が実施する「選ばれる職場づくり推進事業」と連携し、多様で柔軟な働き方制度の導入等による職場環境整備の取組が必要な企業に対し、同事業の職場環境改善アドバイザーの派遣や認証制度の取得を案内し、組織風土の改善を支援すること。

(エ) 県産業労働部労働雇用課が実施する「U I J ターン就業・創業移住支援事業」と連携し、県外からの候補者に対し、同事業の活用要件等を案内し、移住に伴う経済的負担の軽減を図ること。

(オ) その他、簡易診断ツールによる診断の結果、活用が推奨される事業や関連施

策（働き方改革、生産性向上等）と有機的に連携し、企業の課題解決を多角的に支援すること。

（3）広報・啓発資料の作成

① 資料の企画・作成

受託者は、本事業のターゲットが企業の経営層であることを踏まえたデザイン・紙質の資料を次表のとおり企画・作成し、受託者が業務に使用する分を除いて県に納品すること。

作成にあたっては、委託候補者決定のための公募型プロポーザル方式において提案した内容に基づき、県と協議の上決定する。なお、印刷物の納品に加え、Web掲載やメール配信に利用可能な電子データ（PDF形式のファイル等）も併せて納品すること。

媒体名	仕様（想定）	印刷部数（想定）
女性リーダー創出フォーラムチラシ	サイズ：A4印刷 両面カラー	1,000部
紹介用リーフレット (マッチングベース・補助金)	サイズ：A4印刷 片面または両面カラー	1,000部

② 事業間の連携及び一体的な広報展開

本事業は、県産業労働部産業人材育成課が実施する「女性のキャリア形成支援事業」等と統合した県の施策パッケージ（通称：W.E.L.L. NAGANO（Women Empowerment Leaders Link NAGANO）（仮称））として展開予定である。

については、資料の作成にあたっては、「女性のキャリア形成支援事業」の受託事業者と十分な調整を行い、当該受託事業者が実施する共通ロゴマークの作成やデザイン等の検討に協力するなど、事業間の相乗効果を高め、一体感のある施策パッケージとしての広報展開に協力すること。

③ Webサイト及び広報担当事業者へのデータ提供

本事業の周知・広報は、以下の役割分担に基づき実施されるため、受託者は作成した資料の電子データを、県が指定する事業者へ速やかに提供するとともに、掲載内容の調整等に協力すること。

Web発信：県産業労働部労働雇用課が別途委託する「県専用Webページ」等への掲載。

全体広報：「女性のキャリア形成支援事業」受託事業者（産業人材育成課委託）が実施する施策パッケージとしての広報媒体への掲載。

（4）本事業の効果を高めるための独自提案

受託者は、上記（1）から（3）に規定する業務に加え、本事業の目的及び「9 成果目標」の確実な達成に向け、受託者の持つノウハウやネットワークを活かした独自の企画・工夫があれば積極的に提案すること。

8 県への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表【様式任意】を県に提出すること。

なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について、変更後事業実施計画書等を添え県に協議すること。

(2) 業務実施報告書

受託者は次について、毎月の業務実施報告書（月報）【様式任意】を翌月の10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに県に提出すること。ただし、令和9年3月分については、令和9年3月31日（水）までに提出すること。

なお、月報とは別に実施状況に関する報告を求める場合があるので、その都度報告すること。

① 相談から成約につなげるための実績

企業及び候補者への支援状況について、フェーズごとの進捗がわかるよう以下の項目を記載すること。

- ア 企業への訪問・相談件数（当月・累計／金融機関等からのトスアップ件数を含む）
- イ コーディネートの進捗状況（啓発段階から面談に至るまでの各フェーズにある件数）
- ウ 県内企業（求人側）が候補者の探索に際し、受託者に対し利用を希望した有料職業紹介事業者及び実際に取り次いだ有料職業紹介事業者（各県内企業別）
- エ 候補者へのカウンセリング・面談件数（当月・累計）

② データベースの登録状況

候補者のデータベースの登録状況について、属性の内訳や登録時期等が分かるように記載すること。

- ア 新規登録者数及び累計登録者数

- イ 登録者の属性分析（年代、居住地[県内・県外]、保有スキル・キャリア志向性（キャリアアンカー）の傾向等）

③ 各種イベント等の実施状況

フォーラム、ミニセミナー等の実施状況について記載すること。

- ア 開催概要（日時、場所、テーマ、講師等）

- イ 参加実績（参加人数、参加企業の属性、満足度アンケートの集計結果や分析等）

④ 連携の実施状況

関係機関（地域金融機関、県内経済団体、プロ人材拠点等）との連携状況（定例会の開催、情報交換の内容等）

⑤ 県内企業に対する簡易診断ツールの提案件数

⑥ 定性報告（課題・改善策等）

- ア 支援における好事例（成功ケースの要因分析）

- イ 業務遂行上の課題、トラブル及びその対応策

- ウ 次月の活動計画及び「9 成果目標」達成に向けた改善策

(3) 業務完了報告書

受託者は、8(2)とは別に令和9年3月31日（水）までに、委託契約書に基づき別紙様式「令和8年度女性リーダー創出プロジェクト事業 業務完了報告書」（成果品）を県に提出すること。

9 成果目標

受託者は以下の数値目標の達成に努めること。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) フォーラム参加者数 | : 50名以上 |
| (2) ミニセミナー参加者数 | : 延べ80名以上 |
| (3) 企業訪問・啓発件数 | : 50社以上 |
| (4) コーディネート件数 | : 7件以上 |

10 事業実施上の留意事項

(1) 関係機関等への周知・連携

受託者は、本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るため、地域金融機関、県内経済団体、その他の関係機関及び事業の対象となる県内企業等・候補者への周知を図るとともに、これらの関係機関の理解と協力を得られるよう努めること。

(2) 県の委託事業である旨の明示

受託者は、県内企業等や候補者へのアプローチに際し、本事業は県の委託事業である旨を明示するとともに、受託者の自社ホームページ等においても広く周知を図ること。

(3) 評価・改善

受託者は、各種業務を実施した際、参加者にアンケートを実施するなど、実施内容等の評価・分析を行い、事業改善に努めること。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部または主要な部分（業務における企画立案および進捗管理、成果物の品質管理等）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、受託者が予め県と協議し、県が予め書面により承諾した場合はこの限りでない。

(5) 個人情報の管理徹底

個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、契約書の別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。特に、候補者の個人情報は、漏洩した場合の社会的影響が甚大であることを認識し、高度なセキュリティ対策を講じること。

受託者が、10(4)の規定により業務の再委託を行う場合も、再委託者において同様とする。

(6) 秘密保持義務

本事業の実施上知り得た情報（企業の経営戦略、人事情報等）については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(7) 帳簿等の保存

本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

(8) 国等の補助事業との経費重複の禁止

受託者が、内閣府「先導的人材マッチング事業」等の国又は他の地方公共団体の補助事業の採択事業者である場合、本事業の委託費（人件費、事業費等）として計上する経費について、当該補助事業の補助対象経費として重複して申請してはならない。

また、本事業の実施により成約となった案件を、当該補助事業の補助金交付の根拠となる成果実績として二重に計上する際は、対象経費が明確に区分されていることを疎明資料等により証明しなければならない。

(9) 委託費の減額

完了報告に基づく成果の確認の結果、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合若しくは達成されない程度が甚だしい場合又は委託契約の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、委託費の全部又は一部を減額することとする。

(10) Web 広告の品質担保

Web 広告を実施する際には、広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」等についての対策を講じるよう努めること。

また、広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

(11) 著作権の帰属

受託者が本事業において作成した成果物（報告書、啓発資料、簡易診断ツール、調査データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、県に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作者人格権を行使することはできない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。